

# 教育講演

【13:10~14:50】

## 障害をもつ人への学習文化保障の課題—生涯学習支援の視点から—

小林 繁 (明治大学)

## (1) 障害をもつ人々の学習・文化活動のあり方が切実に問われてきている

- ・より充実した生活の内実 (Quality of Life) を求める要求と実践の展開
  - \* ノーマライゼーションの理念普及、自立生活運動、国際障害者年など
  - \* 養護学校等の義務化 (1979 年) → 卒業後の学習保障の問題を浮び上がらせる
  - \* 福祉の基礎構造改革の流れ → 措置制度から契約・利用制度の中で権利擁護とともに福祉ユーザーとして
- ・障害をもつ人の学習や余暇をめぐる貧困状況 → この間の調査からも
  - \* 物理的に参加しにくい重度の障害をもつ人だけではなく、知的障害者それも比較的軽度の人々の切実な問題も
  - \* 学校卒業後の問題として → 特に知的障害の場合には、他の障害に比べ、学校卒業後は読み書き計算などの学習機会が「ない」と答える割合が高い
- ・障害をもつ人が一市民として学習・文化活動に参加できる機会をどのように保障していくか → とりわけ社会教育行政の課題として
  - \* 教育基本法第7条「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」

+

社会教育法第3条「国及び地方公共団体は、(中略)すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」

- \* 生涯学習政策と事業における課題
  - いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習社会?

## (2) 基本的人権として学習権をとらえる

- ・自然的権利 (人権、human rights) としての学習権と社会的権利 (社会権) としての教育への権利 (right to education) の確認
  - 「人権中の人権、その他の人権を内実あらしめるための人権」(堀尾輝久)
- ・憲法第25条 (文化的生存権) と第26条 (教育を受ける権利) との連続性
  - \* 障害をもつ人 → 教育機会からの疎外が即能力の衰退やスポイル化に
  - \* とわけ精神障害者や知的障害者の問題として
    - 自己の権利を守り、それを社会的に行使する上で大きなハンディキャップ
- ・学習権保障の世界的な流れ (国連を中心とした取り組み)
  - 世界人権宣言から「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの

権利を有している。」と宣言した1975年の「障害者の権利宣言」へ

\*国際障害者年(1981年)で提起された「完全参加と平等」とその後の取り組み

\*「学習権宣言」→ユネスコ国際成人教育会議(1985年)で採択

「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である。」

・障害者基本法第25条(文化的諸条件の整備等)の意義

→「文化的意欲を起こさせ」ることも、条件の整備としている

・障害者権利条約の決議(2006年12月)→批准に向けての運動を

\*第21条:表現と意見表明の自由、情報へのアクセス

\*第24条:教育 →あらゆるレベルでのインクルーシブな教育と生涯学習の保障

### (3) 学習権保障にむけての基本的方向と課題について

・障害者青年学級の発展のために →学級生の増加および障害の多様化と重度化に対応

\*重度の人の参加の保障 →場の共有とプログラム・活動内容の充実

\*自主グループへの模索 →品川区や西東京市の事例

\*30～40歳代の学級生の要望にどう応えていくか →成人学級へ

\*自己表現活動の要求への対応 →音楽や踊り、演劇、創作活動など

\*障害多様化への対応 →発達障害など

\*当事者の自己決定をいかに支えるか →企画・運営への参加の可能性を追求

\*地域資源の活用という視点 →埼玉県旧上福岡市の例

\*日常的な活動の場と機会をどうつくっていくか →たまり場として

\*スタッフの体制の充実 →とりわけ同世代の問題として

\*自立に向けての学習 →自立的生活や就労保障につながることで、“生活の質(QOL)”を高めるための学習機会の保障

・オープンカレッジの取り組みの広がり →大学との連携

・福祉行政との連携は不可欠 →送迎や介護などへの対応

\*ガイドヘルプサービスや障害者訪問学級(東京)など

・喫茶コーナーなどの取り組み →学習と交流の場として

\*一般市民との交流 →サービスの受け手から提供者へ

\*具体的な生活や労働の学習 →工芸、読み書き、外出、器具操作、衛生観念、調理技術、接客技術などの多様な学習機会と機能を内包

\*たまり場として →要求として高い

・ノーマライゼーションの視点から →生涯学習と言われる中で

\*既存の生涯学習・社会教育施設で行われている事業やサークル活動などにも参加できる条件を整備していく方向へ

#### (4) 障害をもつ子どもの地域活動に向けて

- ・地域での障害をもつ子どもの生活をめぐる問題 →学校週5日制を契機として
  - \*養護学校をめぐる問題 →多くが都道府県立という問題
    - 学区の違い →生活地域とのつながりの弱さ
    - 担当部局の違い →市町村自治体での取り組みの困難さ
  - \*隔離や分離という問題をどう是正していくか →ノーマライゼーションの課題
  - \*障害をもつ子どもの放課後や休日等の過ごし方 →ほとんどが家で
- ・障害をもつ子どもの地域活動や居場所づくりに向けて
  - 学校と福祉および社会教育との連携の課題として
  - \*養護学校でのボランティア養成や連携の取り組み
    - 地域との協働からノーマライゼーションへの可能性
- ・児童館や学童保育の可能性と課題 →小さい時から互いに交流することの意義
  - \*学童保育への希望が多い →親への援助とともに交流の希望
  - \*札幌市つばさクラブの取り組みから
    - 障害のある子どもが同年齢の障害のない子どもと接することができないことも  
“保育に欠ける状態” ととらえる
  - \*児童館の位置と役割 →子どもたちの放課後の居場所、文化活動の拠点として
- ・さらなる地域の居場所づくりにむけて

#### <資料>

##### ①障害者の権利条約

##### 第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

(略)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

##### 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者が次のことを行うことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 利用可能な様式を通じて、文化的な作品を享受すること。
- (b) 利用可能な様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を

享受すること。

(c) 文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）へのアクセスを享受し、並びにできる限り自国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

(略)

5 締約国は、障害者が他の者と平等にレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適切な措置をとる。

- (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
- (b) 障害者が障害に応じたスポーツ活動及びレクリエーション活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適切な指導、研修及び資源が他の者と平等に提供されるよう奨励すること。
- (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所へのアクセスを認められることを確保すること。
- (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツ活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について均等な機会を享受することを確保すること。
- (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツ活動の企画に関与する者によるサービスを利用することを確保すること。

②余暇の状況および要望についての自由記述の例：障害当事者の性別と年齢／所属／在住の県（育成会調査 2003 年）

・外に出ていきたい気持ちは大きいのですが、自信がなく家にいます。親が相手というのも限界があり、子供の世界を広げたいと思います。パワーが余っているのにジーとしている姿は、考える所が多いです。学校が終了した時に楽しくすごせる余暇が絶対に必要と感じます。同年代の仲間とワイワイと楽しめる事がしたいです。（女 14 歳／特殊学級／愛知県）

・姉妹も大きくなり自分の活動等に忙しい。親の仕事も土・日・祭日は特に仕事休めない。疎の為一人でテレビやゲーム、CDを聞く事のみで過ごしている。親としては申し訳なく思っているが、生活の為流されてしまう。文句を言ってくれないからか、それが本人には当たり前になっているのかもしれない。（男 16 歳／養護学校／鳥取県）

・家族以外に仲間や友達がない。介助者が得られない。いろいろな活動の情報がない。障害者のみの活動ではなく、障害のない人達と一緒にできる活動を希望します。（女 14 歳養護学校／静岡県）

・休みは母と子二人になる。友だちをさそったり、もと積極的と思うが、つとめをもっているため、母親自身もゆっくりしたいので、外に出なくなってしまう！！（女 10 歳／特殊学級／宮崎県）

- ・毎日学校から帰ると決まったビデオ、テレビを見て過ごすだけ。いっしょに遊んであげたいけど夕食を作らなければならないので相手をしてあげられない。公園にもつれて行きたいがなかなか時間をとってあげられない。映画鑑賞やコンサートに出かけたい。そのためにはいっしょに行ってもらえるヘルパーさんがほしい。(女 15 歳／養護学校／石川県)
- ・1人で外にいけないので外へ出るときは母親といっしょで母親も体力的にいろいろとつれていってあげる事ができない。子供の頃は公園でも行けるんですが、子供が大きくなると2人で出かける場所がない。(男 14 歳／養護学校／高知県)
- ・月のうち2～3回外出しますが、土、日曜日の休日となると月に8回あります。学齢なので、年齢で対象外の催物、行事が多く、残念です。もっと身近な場所ではサークル活動や、スポーツのできる場所や、また支持者が欲しい。(男 16 歳／養護学校／愛知県)
- ・今現在は親といっしょに余暇活動をしているが、親が年をとってしまった後、だれとも、なにも余暇活動しようがないのではと心配です。地域に障害者が集まれる場所があるといいのですが。(女 18 歳／養護学校／長野県)
- ・週休2日制になり、健常児にはいきいき子ども講座などの取り組みが、計画されるなど、受け皿がありますが、障害のある子ども達には、何の保障もありませんでした。そこで私達親の有志により、余暇活動をたちあげ、毎週(土)活動を開始して、1年がたちました。指導員を見つれたり、ボランティアさんのかく保など、すべて親達でやっていますが、市に対しても、交渉も行ってきましたが、なかなか認めてもらえません。障害のある子達も、余暇を求めていることを、多くの人に理解してもらいたいと思っています。高学年になる程、その必要性を感じます。親以外の人との(友達・指導員さん・ボランティアさん)交流を通して、成長していくのではないかとと思っています。(女 13 歳／特殊学級／福岡県)
- ・友達が作れないので旅行、食事等は家族のみで行う。育成会の働く仲間との交流もつき1回程度で、その会に出席したらそれで終わりで前後の時間の使い方を考えて友達とコーヒーを飲むとか、ボーリングをすとか……何か考えて1日を過ごせるようにしたい。また、して欲しい。(女 30 歳／役所や会社など／岡山県)
- ・子供は障害は軽い方で、知的障害で、就職もでき、最低賃金はもらっています。また幸いなことに、近くによく似た知的障害のある(その子は施設に入っていますが、土日には家に帰って来ます)子がいますのでそこに遊びに行き、その近所の人でお店をしている人がとても大事にしてくれてほとんど家よりもそこにいます。話をしたり、ゲームしたり、犬のさんぽに行ったり、お茶したり、です。でも、学校から長くはなれていると、字を書くこと、計算することが少なくなり、生涯学習の場があればと思います。(男 19 歳／役所や会社など／徳島県)
- ・障害が軽いので会社に勤めているけれど、若い人との交わりが少ないので交流出来る場がほしいですが、地域に交流の場が少ないし、また、一人では出掛けられない。親がいっしょでも良いけれど、出来るなら手をかしてくれる人がいるなら本人だけで出掛けられると良いと思う。お料理や部屋の片づけ等も一人で出来る様にしたいが、親はつい手を出してしまうので他人の人にいっしょに教えてもらって一人立ちさせたい。(女 26 歳／長野県)

・「余暇活動」と聞くと、とてもいやなイメージがあります。学校時代も、市や県で募るスキーツアーや〇〇体験学習では健常の子供達のためのものに限られていましたし、自分で移動させ難い子供の「余暇」ということの意味さえ、考えるのは、親としても想像もできないくらいのものでした。長い夏休み、冬休みの間、親が連れて行かないかぎりずっと家から出られず、せまい世界しか見ることができない状態が多く、親も子供も精神的にも肉体的にもストレスがたまる時期だったからです。今はボランティアグループによる「お出かけ会」がありますが、ニーズが多すぎて「毎月」というわけにはいかなくなり、選択肢も少なく、ボランティアさんの都合もあり、不安定な状態でやっていますので、この先、どこまで続くのかわからず不安もあります。気兼ねなく、安心して楽しい場に出て行けるような場所と人材があればと常に思います。(以下、略) (女 18 歳／通所施設／神奈川県)

・現在 19 歳の青年なので、保護者と行動するのではなくて、同世代のボランティアの方々との活動を望んでいるが、なかなかその様なサークルがない。(男 19 歳／通所施設／福岡県)

・出て行く場所がない。活動がなかなか企画されないし、知らされる機会がない。音楽やスポーツを体験したい。自分の体を動かすことを希望する。(女 21 歳／通所施設／新潟県)

・家にどうしてもじっといられず、親が車を運転して出かける今の時期はいいのですが、老化し、一緒に行動できなくなると家でこもる状態になると、本人は体が疲れず夜に入ってもなかなか寝付かず朝なかなか起床が大変。(男 22 歳／通所施設／栃木県)

・休みの時はテレビ見てるか、ねてるか、どちらか外に出ようとさそっても出ようとしない。(男 31 歳／通所施設／熊本県)

・休みの日はテレビを見たり、時々親と買物に行く程度です。いろんな活動に参加したいと思いますが、どういうふうに参加したらいいのか全く情報が無い。重度の障害を持った人たちでも参加できるようなスポーツや音楽などの活動の場があればいいと思います。(親の送迎などの負担があると参加しづらい) (男 38 歳／通所施設／宮崎県)

・同じような場所にしか行けない。(自分で行く場合)一休みできるような場所もない。みんなと一緒に活動できるサークルがあるとよい。普通の人考えるようなサークルではなく、普段の生活のストレスが解消されるような部分があればよい。友達ができづらいので、地域の仲間とふれあうような場所があるのが望ましい。(女 18 歳／不明／神奈川県)

・活動できるサークルを作ってほしい。学校の空いた教室とか近くの公民館を利用して、絵のサークル、音楽のサークル、水泳のサークルなど皆んなが参加できるような事をたくさん作ってほしい。(男 30 歳／千葉県／通所施設)

・自閉症の重い障害の子供で、余暇を自分から進んで楽しめるという事は、皆無です。でも自転車に乗ってサイクリングする事が得意で好きな一つになっています。長時間母親が付いて一緒に自転車2台で出掛けています。とても上手に乗ってスピードも速いので見失う事もしばしばです。(中略) この事が唯一の本人から進んでやれる活動ですが、この他の事で楽しめる活動というのはありません。余暇活動全てに親が付いてやっているのだから嬉しいです。(男 28 歳／通所施設／奈良県)

- ・だんだん保護者との外出より、同じ年齢の人との行動を喜ぶようになった。一緒に安心して外出できる人と仲間がほしい。通所している作業所で二ヶ月に一回、指導員とボランティアによる余暇支援があり、土曜日曜に行なわれるその日を楽しみにしている。(女 21 歳／通所施設／愛知県)
- ・ひとりでは外出しようとしないので、親と一緒に掛けることがほとんど。親の都合で、活動が、制限されることも時々あります。親がヘルパー等への依頼にもっと積極的にならなくてはと考えてはいるのですが、つい自分が動いた方が早いという方向にいつてしまいます。(男 20 歳／通所施設／静岡県)
- ・勤めている為、若い時はいろいろ出来ました、今は体のアチコチが悪くなり、余暇の時間は医者予約にしておくか、あるいは自分の部屋の片付けや洗濯(一週間分)休みにとる位で、ストレスがたまり家族に時々あたってしまう。(女 47 歳／役所や会社など／千葉県)
- ・ほとんどの母親や家族との行動が主で、それも買い物、小旅行、親類を訪ねる程度以外は若い青年教室に月 1 回行き、そこで歌を歌ったり、創作したり、ハイキングがあったりぐらいで、余暇活動に主体性がなく、また家族の手助けがなければできない。(女 30 歳／通所施設／宮城県)

③調査資料

- \* 図 3 : 育成会調査 (2003 年)
- \* 図 5 : 全国市町村調査 (2007 年)
- \* 図 8 : 全国の喫茶コーナー調査 (2006 年)





